

## 成年後見制度とは？

～POINT～ 成年後見制度の理念

- ①障害の有無に関わらず誰もが**地域で安心して暮らしていくこと**
- ②ご本人の意思やこれまでの生き方を**尊重すること**
- ③ご本人の持っている**能力を最大限に生かすこと**



こんな時に  
利用できますよ

ひとり暮らしの老後  
を安心したい。  
施設の契約をしたり  
入所費用など  
払ってもらいたい。

契約書

初期の認知症と  
診断された。  
今ひとり暮らしだが  
今後の人生を悔いなく  
過ごしたい。



必要のない  
健康食品を  
つい買って  
しまう



寝たきりの父の  
財産管理をして  
きたが他の兄弟  
から使い込みを  
疑われている

母の年金を  
勝手に使っ  
てしまう  
兄に困って  
いる。

判断能力が衰える前には  
「任意後見制度」

将来のために「支援する人」「支援内容」を決めておきます。将来望み通りの支援を受けることができます。

判断能力が衰えた後は  
「法定後見制度」

支援がどこまで必要かによって「補助」「保佐」「後見」の3つの利用の仕方があります。

参照：成年後見センター・リーガルサポート作成パンフレット

永山地域包括支援センター

☎ 40-2323 📠 40-2340

裏面へ➡

# ～成年後見制度でできること～

## 身上保護

●福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、費用の支払いなど、契約にかかわる支援を行います。



## 財産管理

●本人のために必要な支出を計画的に行い、本人の金銭を管理します。具体的には金融機関との取引、不動産の管理・処分、遺産相続手続きなどを行います。



### ★報酬等について★

- ・本人のために後見人等が活動した時の交通費や実費は、本人の財産から支払われます。
- ・1年程度の一定期支援した後、後見人等が裁判所に申し立て、認められた場合は本人の財産から支払い能力に応じて報酬額を決定します。

# ～成年後見制度でできないこと～

例)

- ・毎日の買い物、食事の世話、介護など
- ・入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受人
- ・治療や手術、延命治療などの同意
- ・遺言、養子縁組、婚姻、離縁などの行為
- ・被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理など

後見人等ができないこともあります。関係機関と話し合いをすることで解決することもありますよ。

まずは、

永山地域包括支援センター（Tel 40-2323）や  
旭川成年後見支援センター（Tel 23-1003）に  
相談してください。

